

KOMEHYOオークション取引規約（海外会員向け）

第1条（目的）

この規約（以下「海外取引規約」といいます。）は、株式会社コメ兵（以下「当社」といいます。）が運営するオークション（以下「KOMEHYOオークション」といいます。）について、KOMEHYOオークション会員規約（以下「会員規約」といいます。）第3条に基づいて海外会員と当社との取引条件について定めることを目的とします。

第2条（定義）

1. 海外取引規約における用語の定義は、条項中に注記のない限り、以下のとおりとします。

用語	定義
出品商品	出品者によってKOMEHYOオークションに販売委託された商品
出品者	出品した会員
入札者	出品商品に入札した会員
落札者	出品商品を落札した会員
落札商品	落札者によって落札された商品
出品取引	出品者と当社間の商品の売買契約
落札取引	落札者と当社間の商品の売買契約

2. 前項に定める定義のほか、会員規約に定める用語の定義については、海外取引規約にも適用するものとします。

落 札 に つ い て

第3条（下見）

1. 入札しようとする者は、当社の定める期間中に当社の定める方法で、出品商品の実物を見分（以下「下見」といいます。）することができます。
2. 下見をする者は、当社が別に定める手数料を支払うものとします。

第4条（入札）

1. 入札者は、当社の定める入札期間中に当社の定める方法で、個々の出品商品に対して入札を行うことができるものとします。なお、当社の定める入札開始金額を下回る金額での入札をすることはできないものとします。
2. 入札者は、出品商品の見間違い、入札金額の入力間違い等の錯誤に基づいて入札した場合でも、民法95条の定めにかかわらず、当該入札を取消すことはできないものとします。
3. 当社は、当社が次の各号のいずれか一にでも該当すると判断した場合には、当社の裁量により、当該入札を取り消すことができるものとします。
 - (1) 相場金額と著しく乖離する金額で入札したとき
 - (2) 不正な目的をもって入札したとき
 - (3) 入札者に本規定類への違反が判明したとき
 - (4) その他当社が不適当な入札と判断したとき

第5条（落札）

1. 当社は、当社の定める入札期間満了後、出品商品ごとに最低落札価格を上回り、かつ第1位の入札価格で入札した入札者または最初に即決価格を入札した入札者に対して、入札の承認（以下「入札承認」といいます。）を実施し、その結果を通知します。なお、落札価格が最

低落札価格を下回る場合には、当社は出品者との間で入札承認の可否について協議し、その結果に基づいて入札承認を実施し、その結果を通知します。

2. 入札承認により、落札取引が成立します。
3. 会員は、入札の有効・無効について、当社の判断に従うものとします。当社は、落札できなかった入札者に対して何らの通知を行わないものとし、問い合わせに応ずる義務もないものとします。

第6条（請求金額の決済）

1. 落札者は、KOMEHYO AUCTIONオンラインサイトの利用の対価として、落札価格に当社が別に定める手数料を加えた金額（以下「請求金額」といいます。）を支払うものとします。落札者は、いずれの請求金額についても、当社が別途指定する場合を除き、一度発生した請求金額はいかなる場合においても支払を免れません。
2. 当社は請求金額の内訳を明らかにするために、INVOICEを発行します。精算書には、落札価格、手数料、その他決済のために必要な事項を記載するものとします。落札者は、精算書の記載内容に異議がある場合には、精算書受領後直ちに当社に対して通知するものとします。
3. 落札者は当社に対して、落札取引の成立日の翌日から3銀行営業日に限り、当社の指定する銀行口座に振込む方法で、請求金額を支払うものとします。なお、送金に要する手数料は落札者の負担とします。
4. 落札者は、当社が定めた期日までに請求金額の支払いを怠った場合には、請求金額に支払日までの損害金（年率14.6%）を付加した金額を、当社に支払わなければならないものとします。
5. 当社は、当社が落札者に対して金銭債務を有する場合には、当該債務の金額と請求金額とを対当額で相殺することができるものとします。
6. 請求金額および前項の損害金の支払いは、円貨とします。

第7条（落札商品の発送）

1. 当社は、落札者からの請求金額の入金を確認後、落札者が指定した住所宛に落札商品を発送します。
2. 落札商品が複数ある場合には、当社の判断で同送する場合があります。
3. 当社は、落札者からの指定その他特段の事情がない限り、落札商品は当社の指定する梱包方法にて発送します。なお、落札者において当社の指定する方法以外の梱包方法や発送方法を希望する場合には、落札商品の落札後発送日までに当社に対して通知して、善後策を協議するものとします。

第8条（危険の移転）

落札商品の危険の負担は、落札商品の落札者への引渡しをもって、当社から落札者に移転するものとします。

第9条（交渉の対応）

1. 落札者は、当社が別に定める交渉要件に該当する場合には、交渉受付期間内に当社に対して交渉の申立てをすることができます。ただし、落札者は、当社が別に定める交渉除外事由の一にでも該当する場合には、交渉の申立てをすることはできないものとします。
2. 落札者は、出品者との間で交渉に関する交渉および解決を直接行うことはできないものとします。
3. 当社は落札者に対して、交渉の要件の該当性を判断するために必要な資料の提出を求めることができるものとします。
4. 前項に定める資料の提出のために要する費用をはじめ、交渉の申立てのために要する費用は、落札者が負担するものとします。ただし、当社が当該交渉を認めた場合には、当社が負担するものとします。

第10条（担保責任）

当社は落札者に対して、落札商品を現状のまま引き渡すことに鑑み、民法第562条第1項本文および同第565条の定めにかかわらず、海外取引規約第9条に定める場合を除き、当社は、落札商品の種類または品質、安全性または適法性に関して、また、落札商品の説明内容の信頼性またはその精度について、落札者に対し担保責任を負わないものとします。

第11条（落札取引の解除）

1. 当社が海外取引規約第9条第1項に定める申立てを認め落札者に対して通知した場合には、当該通知日をもって落札取引は解除されるものとします。
2. 当社は、国内取引規約第10条第2項に基づいて出品者から落札価格の返金を受け次第速やかに落札価格を落札者に対して返金するものとします。なお、送金に要する手数料は当社が負担するものとします。当社が出品者から落札価格の返金を受けられなかった場合には、当社は落札価格を落札者に対して返金する義務を負わないものとします。
3. 本条により落札取引が解除された場合の当該落札商品の危険負担は、落札者が当社に落札品を引き渡した時点で、落札者から当社に移転します。

第12条（落札価格の減額）

1. 海外取引規約第11条に定める解除に代えて、落札者と当社は協議の上、落札価格の減額による交渉の解決をすることができるものとします。
2. 本条第1項に従い落札価格の減額に合意した場合には、当社は、当社の選択により、その減額分を、落札者に対する以後の請求金額からの控除または落札者に対して支払うことができるものとします。

第13条（交渉に伴う損害賠償）

当社は、自己の責に帰すべき事由により、交渉に関連して落札者が損害を被った場合には、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責任の期間は交渉受付期間に限るものとし、損害賠償の責任の範囲および損害賠償額は会員規約第22条に従うものとします。

第14条（落札取引の解除等）

1. 落札者は、落札取引の成立後は、海外取引規約に定める場合または当社が承諾した場合を除き、落札取引の解除をすることはできないものとします。
2. 当社は、落札者が会員規約第16条に基づいて強制退会させられた場合には、当社の選択により、落札取引を解除することができるものとします。

第15条（指定通貨による支払）

海外取引規約第9条、第11条から第14条に基づく当社の落札者に対する支払いは円貨とします。ただし、落札者が円貨以外の通貨での支払いを指定した場合には、当社は、当社の指定する送金日における当社が送金に利用する銀行の公表相場に従って指定通貨に転換された金額を落札者の指定する口座に送金するものとします。なお、送金手数料および受取手数料は当社が負担し、中継銀行手数料は落札者が負担するものとします。

そ の 他 一 般 条 項

第16条（通知）

海外取引規約において定められている当社宛の通知は、KOMEHYO AUCTIONオンラインサイト上の通知または電子メールによる方法で行うことができます。また、会員からの通知は、当社が受信したときにその効力が生じるものとします。

第17条（残存条項）

退会後も、次の条項の効力は、次の通り残存するものとし、当社および当該者を拘束するものとします。

残存する条項	残存する期間
第5条ないし第9条	出品取引に基づく未履行債務の履行が完了するまで
第16条ないし第19条	落札取引に基づく未履行債務の履行が完了するまで
第10条ないし第13条および第20条ないし第27条	期限の定めなし

2025年7月4日 施行